

## 中部大学学生懲戒規程

### (目的)

第1条 この規程は、中部大学学則第44条及び中部大学大学院学則第42条の3に規定する懲戒に関する手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

### (懲戒の対象となる者)

第2条 この規程による懲戒の対象となる者は、中部大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生（以下「学生」という。）とする。

2 研究生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び科目等履修生の取扱いは、この規程に準ずる。

### (懲戒の基本方針)

第3条 懲戒は、学校教育法第11条及び同法施行規則第26条に基づき行うものであり、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行われなければならない。

2 懲戒は、その目的を達成させるため必要最小限にとどめ、本学における学生の本分をまっとうさせるために行われなければならない。

### (懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為等、社会的諸秩序を乱す行為
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) 人権を侵害する行為
- (4) ハラスメント行為
- (5) 中部大学試験規程第2条第1項に規定する試験（以下「試験等」という。）における不正行為
- (6) 論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (7) 情報倫理に反する行為
- (8) 学生の学習、研究及び教職員の教育研究等の正当な活動を妨害する行為
- (9) 本学の規則に違反する行為
- (10) その他学生の本分に反する行為

2 前項各号に関して別の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

### (懲戒の種類)

第5条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪する。原則として再入学は認めない。

- (2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。
  - (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めるものとする。
- 2 停学の期間は、無期又は有期とする。

(厳重注意)

- 第6条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、必要と認めるときは、学生に厳重注意を行うことができる。
- 2 厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

(事実関係の調査)

- 第7条 懲戒の対象となる行為又はその疑いが生じたときは、学生部長は当該学生に対する事実関係の調査（以下「調査」という。）を行うものとする。
- 2 前項の調査にあたり、学生部長は、事前に当該学生に対して、調査の趣旨・目的を口頭又は文書で告知し、事情聴取等により当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、正当な理由もなく事情聴取に応ぜず、弁明をしない場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条に掲げる行為が明白である等、特段の事情がある場合は、この限りではない。
- 4 学生部長は、調査の結果を学長に報告するものとする。

(学生懲戒委員会)

- 第8条 学長は、前条の調査結果の報告を受け、懲戒が相当と判断した場合は、学生懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）を設置し、その処分等について審議させるものとする。
- 2 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学長が指名する副学長
  - (2) 学部長
  - (3) 研究科長
  - (4) 学生部長
  - (5) 教務部長
  - (6) 懲戒の対象となる学生が所属する学科又は専攻の長
  - (7) 大学事務局長
  - (8) 学生教育部長
  - (9) 学長が指名する者
- 3 懲戒委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 懲戒委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 5 懲戒委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 懲戒委員会は、懲戒の処分等について審議した結果を学長に報告するものとする。

(定足数及び議決数)

第9条 懲戒委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 懲戒委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(懲戒の決定)

第10条 学長は、懲戒委員会の報告を踏まえ、教授会又は研究科委員会の議を経て、当該学生の懲戒を決定する。

- 2 学長は、懲戒の決定に当たり、必要と認める場合には、再度事実関係の調査等を命ずることができるものとする。この場合は、第7条から前条までの規定を準用する。

(試験等における不正行為)

第11条 学長は、試験等における不正行為に対する懲戒については懲戒委員会の報告に基づき懲戒を決定する。

- 2 試験等において不正を行った学生については、当該試験以降の受験は認めない。
- 3 教授会又は研究科委員会へは報告を行うものとする。

(懲戒の通知)

第12条 学長は、懲戒を決定した場合は、当該学生に通知する。

- 2 懲戒の通知は、懲戒の内容及び理由を記載した文書を当該学生に発信して行うものとする。
- 3 前項の通知を行った場合は、保証人に対し当該通知の写しを送付するものとする。

(懲戒の発効)

第13条 懲戒の発効は、前条の通知を当該学生に発信した日とする。

- 2 試験等における不正行為の懲戒は、不正行為を行った日から起算する。

(公示)

第14条 学長は、懲戒を行った場合は、遅滞なく公示を行うものとする。

- 2 公示期間は1ヶ月とし、公示する事項は、当該学生の所属、学年、懲戒の種類、懲戒理由とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合は、公示の一部又は全部を公示しないことができるものとする。

(停学中の指導)

第 15 条 当該学生の所属する学部又は研究科は、当該学生に対し定期的な面談及び指導を行うものとする。

(不服申立て)

第 16 条 懲戒を受けた学生は、懲戒の発効日から 30 日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができるものとする。ただし、この期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して 30 日以内に不服申立てを行うことができる。

- 2 不服申立てをしようとする学生は、文書により学長に申立てしなければならない。
- 3 学長は、前項の不服申立てを受理し、再調査の必要があると認めた場合は、再度事実関係の調査及び審査を行うものとする。
- 4 前項において、学長が不服申立てを却下又は再調査の必要がないと判断した場合は、速やかに当該学生に通知するものとする。

(不服申立審査委員会)

第 17 条 学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は副学長のうち 1 名及び不服申立てを行った学生が所属する学部長又は研究科長以外で学長が指名する教職員若干名で構成する。
- 3 審査委員会の長は副学長が担当する。
- 4 審査委員会が必要と認める場合には、学外有識者の出席を求めることができる。
- 5 審査委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。
- 6 不服申立てした学生は、書面で意見を述べることができる。
- 7 審査委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。
- 8 審査委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取り消し又は変更を求める旨の勧告を学長に行う。
- 9 学長は、前二項の勧告を受けた場合、その取り扱いを不服申立てした学生に通知する。

(再審査)

第 18 条 学長は前条第 8 項の勧告を受けた場合は、懲戒委員会に再審議を求める。

(懲戒対象者の退学及び休学の願い出の扱い)

第 19 条 学長は、第 7 条において事情聴取等調査の対象となった者から、懲戒の決定前に退学又は休学の願い出がある場合は、懲戒が決定するまでこの願い出を受理しない。

- 2 停学の期間中に退学の願い出がある場合は、受理するものとする。
- 3 停学期間中の休学は認めない。

(無期停学の解除)

第 20 条 学長は、無期停学の学生について解除が適当であると認めた場合は、その旨を懲戒委員会に通知するものとする。

- 2 懲戒委員会は、無期停学の解除の妥当性について審議し、その結果を学長に報告するものとする。
- 3 学長は、懲戒委員会の報告を踏まえ、教授会又は研究科委員会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

(懲戒に関する記録)

第 21 条 懲戒を行った場合は、その事実を当該学生の学籍簿に記録するものとする。

(庶務)

第 22 条 学生の懲戒に関する庶務は、学生教育部学生支援課において処理する。

(運用上の留意点)

第 23 条 この規程の運用に当たっては、当該学生の人権を尊重するよう教育上必要な配慮をするものとする。

(雑則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学生の懲戒に関する内規及び試験中不正行為の懲戒に関する細則は廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。